

2022年12月26日

お客様各位

有明エナジー株式会社

電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施について

この度、経済産業省資源エネルギー庁の支援のもと「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施しますのでお知らせいたします。

世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金の上昇は、日本の経済社会に広範な影響を与えています。電気料金は、来年春以降さらに上昇する可能性があり、都市ガスも今後料金の上昇が見込まれます。これらにより、家庭や企業などの負担増加が見込まれます。

電気・ガス価格激変緩和対策事業とは、この状況に対応するため、国民の皆様の負担緩和策として各小売事業者などを通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などを国が支援するものです。

<概要>

国が定める値引単価により、電気料金から割引いたします。

電気の値引単価

「電気価格激変緩和対策補助額」として下記単価×使用量の金額を割引いたします。

低圧契約：7.00 円/kWh（税込）

※2023年10月利用分の適用単価は半額となります。

高圧契約：3.50 円/kWh（税込）

※検針日が毎月1日の場合、2023年9月利用分の適用単価は半額となります。

※検針日が毎月1日以外の場合、2023年10月利用分の適用単価は半額となります。

<対象>

当社より電気供給を受けているすべてのお客様

※取次契約のお客様を含みます。

※当事業においてのお申込み等お手続きの必要はございません。対象期間の電気料金から割引いたします。

<対象期間>

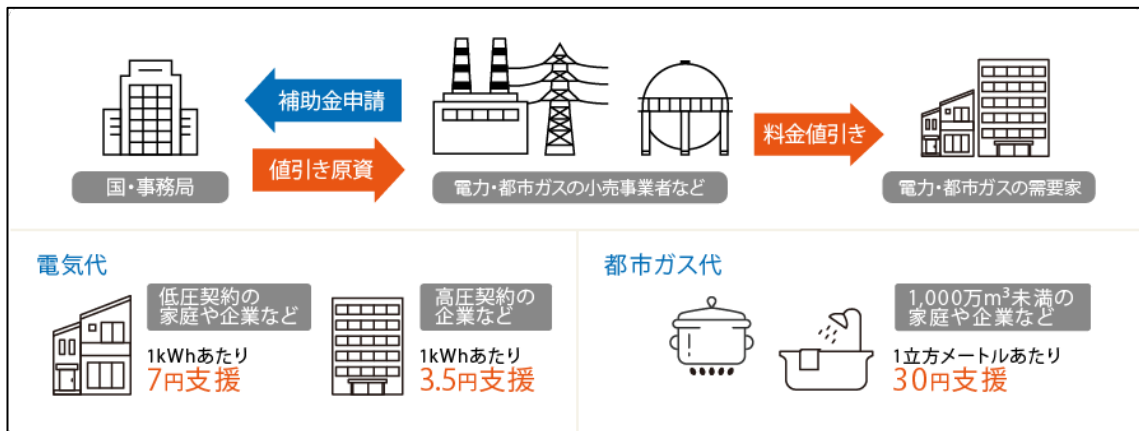
電気

低圧契約：2月利用分（1月検針日～2月検針日の前日）から10月利用分

高圧契約：

- ・検針日が毎月1日の場合
1月利用分（1月1日～1月31日）から9月利用分
- ・検針日が毎月1日以外の場合
2月利用分（1月検針日～2月検針日の前日）から10月利用分

<支援の仕組み・支援内容>



資源エネルギー庁 HP より

<本件に関するお問合せ先>

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 需要家向け窓口

Tel : [0120-013-305](tel:0120-013-305) (営業時間：平日 9:00～17:00 土日祝・年末年始を除く)

または

有明エナジー株式会社

Mail : allstaff@ariake-energy.co.jp

Tel : [0968-63-2122](tel:0968-63-2122) (営業時間：平日 9:00～17:00 土日祝・年末年始を除く)

以上